

# 教育民生常任委員会

平成29年9月15日（金）



## 教育民生常任委員会

定例会名 平成29年第3回定例会  
招集日時 平成29年9月15日(金) 午前10時00分  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	須藤京子
副委員 長	藤田尚美
委員	鈴木かずみ
〃	石原幸雄
〃	柳井哲也
〃	板倉香
〃	山本伸子

欠席委員 なし

出席説明員

市長	根本洋治
副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
保健福祉部長	川上秀知
教育部長	川井聡
教育委員会次長	杉本和也
教育委員会次長	飯野喜行
教育総務課長	川真田英行
教育総務課学校建設対策監	佐藤孝司
指導課長	村松美一
放課後対策課長	吉田茂男
文化芸術課長	手賀幸雄
生涯学習課長	横瀬幸子
スポーツ推進課長	齋藤勇
国体推進課長	横田武史
中央図書館長	関達彦
保健福祉部次長	小川茂生
社会福祉課長	糸賀修

こども家庭課長	川真田	智子
保育課長	中山	智恵子
高齢福祉課長	山岡	勉
健康づくり推進課長	内藤	雪枝
医療年金課長	石塚	史人

議会事務局出席者

書	記	山口	明
書	記	飯村	彰

## 平成29年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 教育民生常任委員会

議案第	53号	牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第	56号	平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第	57号	平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
意見書案第	7号	教育予算の拡充を求める意見書の提出について
意見書案第	8号	医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について
意見書案第	9号	受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について
意見書案第	10号	教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について
請願第	4号	小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願

午前10時00分開会

○須藤委員長 おはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長2名、教育総務課長、教育総務課学校建設対策監、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として山口君、飯村君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

- |       |     |   |
|-------|-----|---|
| 議案第   | 53号 | 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について                        |
| 議案第   | 56号 | 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）<br>別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第   | 57号 | 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                  |
| 意見書案第 | 7号  | 教育予算の拡充を求める意見書の提出について                           |
| 意見書案第 | 8号  | 医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について                        |
| 意見書案第 | 9号  | 受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について                |
| 意見書案第 | 10号 | 教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について                |
| 請願第   | 4号  | 小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願<br>以上8件であります。  |

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願い申し上げます。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第53号牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第53号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 おはようございます。教育総務課川真田です。よろしくお願ひいたします。

議案第53号牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。今回の改正は、新しい中学校に係る名称、位置の追加と既存の小中学校のうち岡田小学校、牛久第二中学校、牛久第三中学校の位置の表記の改正です。

新しい中学校の名称は、ひたち野うしく中学校、位置が東獺穴町1341番地1となります。

なお、新中学校の名称をひたち野うしく中学校とした経緯を簡単に御説明させていただきます。

新中学校の校名につきましては、広報紙により今年1月16日から2月15日にかけて一般市民に募集を行いました。結果、265件の応募がありまして、校名の種類といたしましては92種類、多かったものとして「ひたち野」を含む校名が68%、「うしく」を含む校名が43%、そのほか、「北」を使用したもの、「西」を使用したもの、「六」を使用したものというような傾向が見られました。2月23日、外部委員も含みます中学校建設検討委員会のほうに諮りまし

て、御意見をいただき、三つの候補に絞り込みを行いました。「ひたち野」を含んだ校名、「牛久北中」、「第六中学校」という三つに絞り込まれました。これにつきまして、3月の27日と4月の17日、2回、教育委員会の定例会で議案として審議をいたしまして、結果といたしまして「ひたち野うしく中学校」で提案したいという意見に全会一致いたしました。8月8日、今回の議案の内容について庁議決定し、上程させていただいております。よろしくお願いいたします。

**○須藤委員長** これより、議案第53号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○須藤委員長** よろしいでしょうか。以上で議案第53号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第56号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第56号について、提案者の説明を求めます。生涯学習課長。

**○横瀬生涯学習課長** 生涯学習課の横瀬です。よろしくお願いいたします

私のほうからは、生涯学習課所管の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの上から2段目の10教育費、5社会教育費、2生涯学習センター費の中で、0104奥野生涯学習センターを管理運営するにつきましては、こちら、調理実習室の給湯器配管から漏水が確認されまして、そちらの給湯器漏水箇所の特定制ができないということで、特定するためには床をはがす必要があるということで、経費等を考慮しまして、今回は各調理台のほうに温水器を配置するというような形で対応する工事になっております。

こちら、工事費のほうが、調理台が5台ございまして、そちらに温水器を設置するというところで91万8,000円を計上させていただきました。

次に、0106三日月橋生涯学習センターを管理運営するのほうですけども、こちらは、県南水道企業団におきまして三日月橋生涯学習センター付近への配水管布設工事が行われることになりましたので、それにあわせまして三日月橋生涯学習センターへ上水道の設置工事を行うものがございます。これまで、三日月橋生涯学習センターにおきましては、地下水をくみ上げての受水槽を使っただけの利用でございましたが、上水道を設置することによりまして、既存の受水槽の撤去工事、あとは水道の給水加入負担金ということで、トータルで368万8,000円を計上させていただきました。以上でございます。

**○齋藤スポーツ推進課長** スポーツ推進課長の齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

スポーツ推進課の所管の補正予算について説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページ、下段、款8土木費、項4都市計画費、目3公園費、0108牛久運動公園借地を管理する、11需用費の3万6,000円につきましては、運動公園敷地の20年間の土地賃貸借契約が9月末で満了することに伴い、新たに10年契約を締結いたします。この契約書に貼付する印紙の購入費の計上でございます。

同じく14使用料及び賃借料の427万5,000円につきましては、土地賃貸借契約更新に伴います賃借料の増額分の計上でございます。合計431万1,000円の計上でございます。以上です。

○須藤委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 国体推進課の横田と申します。よろしくお願ひいたします。

国体推進課所管事業の国民体育大会の開催を準備する事業及び牛久市運動公園武道場を新設する事業の補正予算について御説明いたします。

12ページ、13ページをごらんください。

款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費の0117の国民体育大会の開催を準備する事業の25積立金について御説明いたします。

当事業は、平成31年の茨城国体開催に向け、会場の設営や運営等に係る経費を、先催県、これは平成24年度開催岐阜の多治見市の総経費を参考に、平成25年度から毎年2,000万円を積み立てを行っているものでございます。今年度で積立額が1億円というふうになります。

次に、同じく目、体育施設費の0112牛久運動公園武道場を新設する事業の15工事請負費について御説明いたします。

去る5月23日の全員協議会において、武道施設建設の基本構想を報告させていただきました。この基本構想に基づき、実施設計を行っており、実施設計により総工事費が6億7,800万円となりました。当初、予算計上しておりました5億円より1億7,800万円の増額となりましたので、その増額補正をするものでございます。

その増額となりました理由について御説明いたします。一つ目の大きな要因といたしましては、当初、立木等の伐採除根の整地後、武道館建設に対しましては直接基礎で考えておりましたが、地質調査を行った結果、支持杭での施工が必要となり、施工方法を変更したことによります。支持杭はBHC杭36本を17メートルを打ち込むことによります。

二つ目の要因といたしましては、武道施設建設竣工後、武道団体が利用することはもちろんのことでございますが、その他さまざまな活動での利用、個人、団体を含めまして利用していただきたいということで、できるだけ高い利用率をと考えております。また、牛久市福祉避難所として、さらには広域的な地域防災拠点として機能を担う施設と考え、当初予定していた管理部門、これは受付とか会議室、トレーニング室等だけの空調設備ではなく、十分な広さを整えている主道場にも空調施設が不可欠であると判断し、その設備設置に係る工事費の増となります。

三つ目の要因といたしましては、近年の人件費の高騰、また、平成29年度国交省の公共建築工事積算基準の一般管理費の率が上昇したことによります。

以上の理由により、当初の予算額より1億7,800万円の増額の補正となります。

次、4ページの第2表の継続費の補正をごらんください。

款10、項6の牛久市運動公園武道場を新設する事業でございますが、平成28年度から平成30年度の3カ年の継続費で当事業は計上しております。補正後の6億9,582万円の中には工事の施工管理費の委託費1,782万円が含まれておりますので、工事請負費といたしまして



は、総額6億7,800万円となります。実質の工事につきましては、平成29、30年度の2カ年、各年度2億5,000万円での工事となり、平成29年度に工事請負費として支払う額、これは前払い金として40%となりますので、総工事請負費の6億7,800万円の40%である2億7,120万円となり、平成28年度から繰り越している2億5,000万円の差額として平成29年度には2,120万円の増額補正をするものでございます。その2,120万円の増額が12、13ページに記載されている増額になります。平成30年度につきましては、平成29年度に支払った前払い金の差し引きの額4億6,800万円と変更するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課糸賀です、よろしく願いいたします。

社会福祉課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

補正予算書10ページ、11ページをごらんください。

款3、項1、目1の、0102社会福祉行政の調査研究をするにつきましては、福祉業務室の廃止に伴い、非常勤職員1名の報酬等の支給科目が住宅管理費から当該科目に変更が生じたため、報酬及び費用弁償につきまして増額計上するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 おはようございます。医療年金課の石塚でございます。よろしく願いします。

当課の所管の内容としまして、10ページ、11ページをごらんください。

款3、項1、目12国民健康事業費、0101国民健康保険事業特別会計繰出金、こちらは、繰出金のうち、その他繰出金というのがありまして、後で御審議いただきます国民健康保険事業特別会計の補正に伴いまして、その他繰り出し分を3,741万3,000円を減額する補正となります。以上です。

○須藤委員長 以上で説明終わりました。

これより議案第56号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

武道館のことについて2点ほど確認というか、お尋ねをしたいと思います。

完成が再来年ということ予定されておりますけれども、これ完成した場合、年間のこの武道館の維持管理費というのはどのぐらいかかるというふうに考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2点目は、この武道館完成した場合、どこの課が管理をするようになるのか、引き続いて、国体終わっちゃうんですけど、国体推進関係の課でやるのか、それともスポーツ推進課のほうで管理するようになるのか、確認を求めたいと思います。以上です。

○須藤委員長 答弁を求めます。スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤です。よろしく願いいたします。

完成後の管理ですけれども、スポーツ推進課のほうで管理していくようになります。あと、維持管理につきましては、牛久運動公園に新たに建設いたします武道施設につきましては、市内の柔剣道大会はもとより、県南地区大会、県大会などの開催が可能な施設となりまして、県南地区では有数の武道施設として認知されることと思います。この武道施設のランニングコストにつきましては、利用が始まります平成31年4月から、ガス、水道、下水道等の光熱費や、受付、運営、清掃、機械警備、消防設備点検費などの業務委託費や、電話料などの通信費が発生することになりますが、現在のところ詳細に算定をしてございません。今後は、低コストな運用を目指し、管理体制など詳細な検討を行い、コストの算定を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 現在はまだちょっとわからないということですね、管理体制、維持費がですね。そうしましたら、わかった時点で結構でございますので、資料での提出をお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 資料ができ次第提示させていただきたいと思います。

○須藤委員長 ほかに、山本委員。

○山本委員 山本です、よろしく願いいたします。

私も、この武道館について2点ほど質問させていただきます。

5月の23日の全協で示された今後のスケジュールによりますと、ことしの前半に敷地の伐採入ることになっておりますが、その進捗状況ですね、工事の業者の選定に当たって、入札なども行われたと思いますが、その詳細についてお伺いいたします。

それから、今、ランニングコストというお話出ましたが、それが決まっていないことには使用料ですね、今後、できた後、さまざまな団体からも利用していただくということで、前に示されたときは3万人ぐらいの利用を考えているという資料がありましたが、使用料など他の近隣の自治体というんですかね、そこも含めての考慮というのはどうなっていくのか、お聞きしたいと思います。

○須藤委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 まず、最初の山本議員のまず伐採工事の件、御説明いたします。

武道施設の伐採工事につきましては、8月の7日に入札を行いまして、株式会社サカエさんが落札しております。請負額につきましては、税込みで2,311万2,000円の落札で金額は確定しております。工期は11月いっぱいまでの工期ということで工事の発注は既に発注済みでございます。以上でございます。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

使用料の決定でございますが、近隣の、土浦市ですとか、そのあたりの近隣施設の料金を参考にしながら、施設の規模を勘案して決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、その伐採の金額なんですけれども、今、2,311万円というお話だったんですが、予算では造成工事で3,500万ぐらい上がっていたと思うんですが、その差額というのはどこから来たものなのか教えてください。

○須藤委員長 市長。

○根本市長 伐採の件につきましては、私は極力木を切らないように、工事に差し支えない木は切らないようにということ指示しまして、木の中にあるものですから、そういう立地条件を生かした建物にしようということで、大分本数が減りました。その分の差金が出たということでございます。あと、非常に建築コストが約1億強出てしまったということに関しましては、私は当初、武道館においては天井も高い、そして風通しもいいということでエアコンの設置を予定していませんでした。でも、やはりいろんな皆さんの御意見聞きますと、いろんな、今、非常に夏も暑い、そしていろんな施設、多岐方面に使うとなると、やはりエアコンなしではだめでしょう、また、そういう複合的な災害時の施設にする場合でも、山村先生にも御指摘され、そういうことで、私としてはそういう子供たちの武道に関しては余りエアコンとか暖房とか入れないでやりたかったんですが、諸事情に、それつけるとか、いるんじゃないかということで、つけることにしました。そういうことで、当初もまた杭のほうでも打たなくて済むだろうという話ございましたけど、ただ、大きさもいろいろ皆さんで御検討すると、大きさもいろいろ変わって、やはりその辺も加味すると、やはりつけなくてもよかったのか、確かに見方が甘かったということございますけど、だた、今、我々つくるに当たってのやはり全ての条件満たす、後でどうだこだということではなくて、やはりそういうものの考え方でこういう金額のちょっと1億何ぼということで、ちょっと膨らんだということをおわび申し上げます。以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。それでは、鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、武道場のことに関してですが、今後、備品費等も含めて全体での総額どのぐらいの金額ということで予定しているのか確認をしたいと思います。

それから、三日月橋生涯学習センターに上水道を設置するというので、私もこういう公共施設に水道を設置するというのでたびたび取り上げてまいりましたけれども、今回こういう形で布設されるということになって、大変よかったと思っているんですが、そこは調理室もありまして、子ども食堂なども利用されているという、たくさん男性の料理教室なども利用されているので、非常にいいと思うんですが、使用料についてはどのくらいと見ているのか、確認をしたいと思います。

○須藤委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 まず、武道館の建設費についての総事業費について御説明いたします。

先ほどの今回補正で上げています6億7,800万円、それと、今、先ほど御質問もありました伐採除根工事、あと実施設計、施工管理、あと備品ですね、そういうものを全部加えますと、総事業費で約7億8,000円ぐらいと見ております。ただ、備品等も今精査をしております、

できるだけその精査で下げるような努力はいたしますけれども、現時点では約7億8,000円ぐらいと査定をしております。以上でございます。

○須藤委員長 生涯学習課長。

○横瀬生涯学習課長 それでは、鈴木委員の御質問にお答えいたします。

三日月橋生涯学習センターの上水道設置した場合の使用料ですけれども、三日月橋の近くにありまつかっぱの里生涯学習センター、こちらのほうが、昨年度の利用人数ですけれども7,600名、上水道の使用の量ですけれども、平均しますと月5立米という形になっております。三日月橋につきましては、使用者数が4万8,000人ということですので、かっぱの里の約6倍強御利用いただいております。ですので、単純にその上水道の使用量が6倍ということちょっと計算をしてみましたところ、月30立米の使用で、1カ月約1万2,000円、年間にしまして14万4,000円ということを見込んでおります。以上でございます。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その今の水道の使用料の計算なんですけれども、これって調理室がここにはあるわけですけど、それはもう余り関係なく計算された単純な6倍という計算なんでしょうか。

○須藤委員長 生涯学習課長。

○横瀬生涯学習課長 お答えいたします。

単純に、人数的に6倍ということで計算をしました。ですので、ただ、これまで保守管理として50万程度計上させていただいていましたけれども、50万までの使用料はかからないかなとは思っています。

○須藤委員長 よろしいですか。それでは、柳井委員。

○柳井委員 生涯学習課のまた質問なんですけれども、13ページの三日月橋生涯学習センターを管理運営するの368万8,000円、この県南水道のどこまで来ているのか、どこから持ってくるのかというのが一つと、それから、配水管の費用ということなんですが、敷地内の配管、これまで地下水使って配管してあるその配管というのは、引き続きそのまま利用するのかどうかについて、2点質問よろしくをお願いします。

○須藤委員長 生涯学習課長大丈夫ですか、これ建設のほうの部分にもかかわるような気もするんですが、お答えいただける範囲で結構でございます。

○横瀬生涯学習課長 では、一応県南水道さんのほうから確認しましたところ、工事箇所につきましては、サンローヤルクリーニング屋さんありますよね、十字路のところ、そこから三日月橋生涯学習センターのちょうど二股に分かれるところがあるんですが、それよりちょっと橋寄りに、橋がかかっているほうにちょっと行ったところまでということで、地番にすると、これが城中町の1801の3番地先から城中町1763の2番地の間での工事ということで伺っております。

あと、配管につきましては、こちらのほうは……、配管についても、配管の工事が入っておりますので、そちらのほうも新しくなるということになっております。以上でございます。

○須藤委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。市長。

○根本市長 先ほど武道館の備品のことなんですけど、私も委員会でも説明しました。最初、当初

では、武道館のほうの観覧席も100名ほどの入るように余地をつくらうという話ございました。でも、国体準備室といろいろな話をしまして、国体のときの体育館のほうに簡易的な観客席をつくる、組み立てのそういうものをつくるという話ありまして、それをどうだろうか、それももし国体が終わった場合を、リースで借りますけど、その以降にそれを買って上げてということになりますと、若干のつくるよりリースを買ったほうが安いということで、またその設備に対してもやっぱり非常に観客数も多くなって、コンパクトにできるということで、そちらを選択すると数百万の安くなるということで、そちらを採用しながら、いろんな面で、例えばもう一つ、国体になりますけど、一時プレハブをリースしまして、その後に体育館の大きな倉庫とか備品入れとか、そういうことを利用しながら、なるべく国体に絡めた金額をなるべく有効に使おうと、それをまた有効に武道館に使うということで、なるべくコストの削減ということを目指しておりますので、よろしく願いいたします。

**○須藤委員長** それでは、次に、議案第57号平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第57号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

**○石塚医療年金課長** 医療年金課の石塚でございます。

議案第57号平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,676万3,000円の増額補正となっております。

まず、その歳入の内訳としまして、6ページ、7ページをごらんください。

歳入としまして、款3、項2、目3総務費国庫補助金、こちら歳出の補正のほうで計上してあります平成30年度の国保の都道府県化に伴うシステム改修費用に対します国庫補助金としまして、2,080万円を増額計上いたします。

続きまして、款8、項1、目1、一般会計繰入金のうち、その他繰入金を3,741万3,000円減額いたします。

次に、款9、項1、目2、その他繰越金としまして、平成28年度における国保の特別会計におきまして、決算により発生しました差金4,337万6,000円を増額計上いたします。

続きまして、歳出のほうに移ります。

款1、項1、目1一般管理費、0106国民健康保険制度を適正に運営する、こちらは、平成30年度からの都道府県化に対応するためのシステム改修費としまして、2,676万3,000円を増額するものとなっております。この内訳としましては、都道府県化に伴いまして、市と県、あるいは国保連と共同して資格や給付の管理を行うため、あと、県のほうで納付金の算定を行うんですが、それに必要なデータを送るための標準事務処理システム、こちらの構築費用としまして、2,643万8,400円、それから月俸年俸システムを、こちら毎月報告するものなんですが、その改修費用が32万4,000円ということになります。以上です。

**○須藤委員長** これより、議案第57号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 2点ほどお尋ねというか確認をさせていただきます。

来年の4月1日から茨城県のほうがこの国保財政を管理するということになるかと思いますが、その都道府県化の移行に伴って大きく変わること、特に被保険者である市民にとってどのような点が大きく変わってくるのかということの確認が1点です。

2点目が、国保財政、保険料ですね、保険料率の算定というものは、都道府県化になりまして牛久市で引き続いてすることができるのか、それとも牛久市で決めるのではなくて、最終的にはこれやはり都道府県で決めることになるのか、その点を明確にしていきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えいたします。

まず、大きく変わる点なんですけど、従来、現状では、市町村ごとに医療費を払って、それに対して国とか支払基金から補助金を受けて、足りない部分につきましては一般会計から繰り入れという形をとっております。30年度から、大体、歳出と歳入、それぞれ県全体のベースで計算をしまして、それを各市町村の医療水準とかに合わせて案分して、納付金という形で納めさせることとなります。納付金からさらに標準保険料率というのを算定いたしまして、各市町村はそれに見合った保険料を徴収すると。足りない場合は一般会計からの繰り入れをするということになっております。

現行では、医療費を支払いするときに、例えば年度末で急激な医療費がある場合は、例えば繰り入れとか、3月議会とかで、あるいは専決で対応するような心配が毎年なされていたんですが、今度、医療費の歳出につきましては、全額県のほうから交付金という形で交付されることとなりますので、医療費の急激な対応にも対応できるような形になっております。

あと、市民への影響なんですけど、保険料率、これから示される保険料率によりましては、例えば一般会計の繰り入れが大幅に上がるようなことが起きる場合には、ある程度保険料の税率見直しとかも検討する必要があるとは思いますが、ちょっと現在のところはその納付金が幾らになるというのは1月にならないと確定しませんので、今のところはそこら辺は不明となっております。

それから、あとは、市民にとって有利に、便利になる点としましては、高額療養費が発生しましたときに、今のところ同一市町村内で1年以内に4回高額療養費に該当したときは、4回目以降、限度額が安くなる、下がるという制度があるんですが、これ今までは4回のカウントというのは市町村ごとのカウントだったんですが、30年度からは同じ茨城県内であれば県内に転入・転出した場合は、その前の市町村の高額療養費のカウントがそのまま引き継がれるということが市民にとっていいことではないかなと思っております。

2点目の保険料なんですけど、これ茨城県のほうで、茨城県のほうでは2方式、所得割と均等割の2方式で、各市町村に対して標準保険料率というのを示すことになるんですが、それは各市町村はそれを参考にしまして、ただし各市町村ごとの、牛久の場合は4方式で、所得割、資産割、均等割、平等割、4方式とっておるんですが、その方式とか税率の設定とかは各市町村で設定す

ることができます。ほかの都道府県では、二、三ですね、県内統一方式という、これは県内で市町村どこでも統一するということもあるみたいなんです、茨城の場合は各市町村で決められるということになっております。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 今、課長のほうからる説明がありましたが、再質問をさせていただきます。細かいことなんですけれども、今保険証、被保険者に配付されていますが、この保険証は大きく変わるのかどうか。また、中には短期被保険者証等をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、この辺についての影響が出るのかどうか、その辺についてのお尋ねをいたします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の再質問にお答えします。

保険証につきましては、現在各市町村ごとに4月から翌年の3月までの1年分で発行しております、今度、都道府県化になりますと、市町村が従来どおり保険者であることは変わらないんですが、それプラス茨城県が共同の保険者ということになりますので、保険証には今の、現在は牛久市って表示があるところを牛久市プラス茨城県という表示になっております。

あとは、今度、来年度の8月以降につきましては、現在70歳以上の前期高齢者につきましては、その小さな保険証と別に高齢受給者証というのを交付しているんですが、それが来年度の8月以降は1枚の保険証にまとめられる予定になるみたいです。あと、短期証につきましては、この交付基準とかにつきましては、従来どおり今のところは各市町村で決められるということになるみたいです。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 もう1点だけ再質問いたします。

保険料の徴収方法は従来と変わりがあるのかどうか、いかがでしょうか。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の再々質問にお答えします。

保険料の徴収につきましても、税率とか方式と同じように、各市町村で、牛久の場合は暫定2回の本算定7回、全部で9回でいただいているんですが、これは各市町村で納期につきましても決められます。以上です。

○須藤委員長 ほかに質問のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいですか。

以上で、議案第57号についての質疑及び意見を終結いたします。

以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第53号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席をされても結構です。

それでは、次に、意見書案第7号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第7号について御意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 教育に関する予算の拡充を求めているということで毎回出されておりますが、本当に教員の方たちが過労と申しますか、過重負担でもって、特に事務作業が多くて、自分の子供さんのことを見るができないと。それで、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒にいるから何とかやっつけていけるけれども、そうでなければとてもやっていけないという悲鳴があるわけですね。そういう状況を生み出しているということ、大変危惧する状況なんですけれども、ぜひともやはり教育予算を拡充して、少人数学級、子供たちのための少人数学級を推進するということもありますけれども、そうした教員の働き方についての改善にも大きく道を開くことを今やるべきだと思いますので、その点についても含めて教育予算の拡充を求める意見書に賛成をします。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で意見案第7号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第7号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に、意見書案第8号医師及び看護師の増員を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第8号について御意見のある方は御発言をお願いいたします。御発言はございません



か。鈴木委員。

○鈴木委員 今回、知事選なんかもありまして、その中でやはりこの茨城県における福祉が非常に最下位の位置にあるということで、大きな問題となっていたわけなんですけど、やはり私たちはこの県南なのでね、余り感じないでいる部分もあるかと思うんですけども、県全体で見たら、お医者さんの数が47都道府県中で46位ですね、そうですね。それから、看護師・准看護師数が43位、非常に少ないということで、大変な状況があるわけです。この意見書の中にもありますけれども、夜間が患者10人に対して1人以上、昼間は4人に対して1人以上の配置が必要であるけれども、大変な現場の状況があるということで、やはりこういう過酷な実態から改善をするために、医師、看護師の増員を求める意見書ということで今回提出されるわけですけども、賛成をいたします。

○須藤委員長 ほかに御意見のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で意見案第8号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第8号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第9号について御意見のある方は御発言願います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で意見案第9号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第9号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号教員の過労死、長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第10号について御意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの教育予算の拡充を求める意見書の賛成の討論の中で、この10号とかなりダブった形での討論を行いました。こちらのほうが教員の労働時間等の改善ということでありました。ちょっとその辺を訂正しつつ賛成をいたします。

○須藤委員長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で意見案第10号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第10号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

傍聴席から声をかけないようにお願いいたします。静粛にお願いをいたします。

それでは、請願第4号小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願を議題といたします。

請願第4号について意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 第三者委員会の結論が7月の末ですか、出て、議員が全員出席の上で第三者委員から説明を受けました。振り返ってみますと、この第三者委員会の設置の議案並びに提案がなされたのは、たしか平成27年の12月の議会であったと記憶をいたしております。その際は、全議員が賛成してこの議案というか予算を第三者委員会にかかわるものを通しております。その全員賛成のもとに通った第三者委員会で審議された内容に基づいて、その第三者委員があとはできなかったことは議会でお願いをしたいと言っているわけですから、それはきちんとその意見は尊重をすべきだというふうに思いますし、問われていることは、やはり牛久市議会がこの問題に対してどういう姿勢で向かうかということであろうと思います。

前回は、ボイコット等によりまして市民にきちんとした報告ができなかったわけでありまして、この請願にもありますように、今回こそは議会の姿勢をきちんと示して、この請願は可決すべきものであるというふうに考えます。以上です。

○須藤委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 議会といいますか、議員といいますか、その役割の中では、一つの市民要求、住民要求を実現するというに役割があるわけですが、もう一つの大事な役割としては、チェック機能を果たすということが大きな柱となっていると思うんですね。そういうことから見ますと、いろんな問題で今全国で百条委員会が設置されている動きがあるわけですが、牛久市でなかなかこの問題に関して百条委員会は設置されないという経緯をもとに、今市長の公約に

もありましたその第三者委員会、それが設置されて、それでその第三者委員会の結果が、第三者委員会でも限界があるということで、これはやはり議会でもって再度明らかに、百条委員会を設置して解明に努めるということが議会の役割であろうというような意味のまとめが第三者委員会の調査結果のまとめの中にあつたわけで、それを受けてやはり議会としてそういう姿勢をもって取り組んでいくということはおく当然のことでありまして、まして今回市民からの請願という形で出てきたわけですけれども、まずはこの請願を受けとめて、やはりそういう方向で動くというのは議会としての大きな役割であろうというふうに思いますので、賛成をいたします。

○須藤委員長 ほかに意見のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で請願第4号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。柳井委員。

○柳井委員 先ほど石原委員が言いましたように、議員全員で第三者委員会に託そうということでやりました。その結果、びしっと答えが出るかと思いましたが。事務手続きは適正に処理されていて問題はなかったということでは出ているんですが、その以前に解明されない部分もあつたと、そういう書かれ方をされてまして、提言という形でいろいろとあつて、それがまた今回の請願が出るような事態を招いたということになっておるわけです。個人個人は問題ないと見ている人もかなりいることも私は確認しております。議員の中でですね、22名の中で問題あるという人もいるかもしれませんが、問題は何かないと思っている人もいることをわかっています。しかし、これまでのずっと議会、経過を見てきたときに、いつまでも議会が開催されるたびにまた請願やいろいろな解明しろというようなあれがずっと今後もここでやりませんと、また出てくる可能性も十分考えられるので、私はその未解明部分に絞って、きちっとそこだけやって、解決、短期でしてしまおうじゃないかということで、ひとつ不満ある人もいるかもしれませんが、ここは受け入れて、短期決戦できちっとやってしまうということで、どうか委員の皆さんは今回の問題について賛成していただけたらと思ひ発言いたしました。よろしく申し上げます。以上です。

○須藤委員長 討論ですので、賛成の討論と理解をいたしました。

それでは、ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、請願第4号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、請願第4号は原案のとおり採択されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時30分閉会